

下越国有林の地域別の森林計画書
第4次変更計画
(変更部分のみ)
(下越森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日
至 令和12年3月31日

関東森林管理局

下越国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

既に計画している箇所以外の荒廃山腹において、保安施設（山腹工）を追加するため「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

| 森林の所在 | | 治山事業 施行地区数 | | 主な工種 | 備考 |
|-------|---|---------------|-------------|---------------------|----|
| 市町村 | 区 域 (林 班) | | うち前半 5年分 | | |
| 新発田市 | 15、16、17、19、20、21、22、24、 46、47、48、49、50、52、58、59、 60、61、65、66、71、72、73、75、 76、78、79、88、101、102、103 | 31 | 30 | 溪間工 山腹工 本数調整伐 | |
| 胎内市 | 4、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、25、27、30、31、32 | 15 | 15 | 溪間工 山腹工 本数調整伐 | |
| 五泉市 | 287、288、289、321、322 | 5 | 5 | 溪間工 山腹工 本数調整伐 | |
| 阿賀野市 | 105、106、109、111、112、113、 116、117、118、119、120、121 | 12 | 12 | 溪間工 山腹工 本数調整伐 | |
| 阿賀町 | 202、203、204、207、208、210、 211、212、215、216、221、223、 224、225、226、227、239、250、 251、252、253、255、256、257、 258、260、261、266、277、278、 279、280、325 | 33 | 33 | 溪間工 山腹工 本数調整伐 | |

| 森林の所在 | | 治山事業 施行地区数 | | 主な工種 | 備考 |
|-------|---|---------------|---------------|---|----|
| 市町村 | 区 域 (林 班) | | うち前半 5 年 分 | | |
| 村 上 市 | 1005、1006、1007、1009、1010、 1012、1021、1022、1023、1025、 1037、1038、1048、1053、1059、 1124、1125、1126、1127、1128、 1129、1130、1131、1132、1133、 1136、1137、1138、1139、1140、 1146、1149、1150、1214、1215、 1216、1230、1235、1236、1302、 1303、1304、1305、1306、1307、 1362、1363、1364、1365、1366、 1409、1412、1413、1414、1415、 1416 | 56 | 56 | 溪 間 工 山 腹 工 保安林管理道 防災林造成 林内整備工 本数調整伐 | |
| 関 川 村 | 1308、1313、1315、1317、1333、 1334、1335、1336、1337、1341、 1349、1350、1351、1352、1353、 1359、1367、1368、1369、1370、 1371、1372、1373、1374、1377、 1378、1381、1389、1390、1391、 1392、1393、1395、1397、1398、 1400、1402、1425 | 38 | 38 | 溪 間 工 地下水排除工 本数調整伐 | |
| 合 計 | | 190 | 189 | | |